

# 平成 30 年度 11 月補正予算案等の概要

## I 補正予算案について

台風 24 号による被害への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

### 1 歳入・歳出補正予算案の概要

#### (1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	11月補正予算額	11月現計予算額	(参考) 30年度11現/ 29年度11現
一般会計	18,334.43	18.20	18,352.63	94.4
特別会計	20,371.89	—	20,371.89	166.2
企業会計	1,173.76	—	1,173.76	108.0
計	39,880.09	18.20	39,898.29	121.7

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

#### (2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	11月補正予算額	11月現計予算額
国庫支出金	1,138.99	3.35	1,142.34
繰越金	4.74	14.35	19.10
県債	1,872.41	0.49	1,872.90
その他	15,318.28	—	15,318.28
計	18,334.43	18.20	18,352.63

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 補正予算案の主な内容

### ○ 台風 24 号による被害への対応 (P3参照)

4 億 8,361 万円

台風 24 号により被災した農業者の速やかな経営再建のため、農業用ハウス等の再建や修繕等に対して、市町村を通じて補助するとともに、県の農業用取水施設(清水下頭首工)の復旧工事を行う。

○ 県議会議員及び知事選挙に要する経費 12億6,156万円

平成31年4月に行われる県議会議員及び知事選挙の執行にあたり、今年度中に準備が必要な投票用紙や選挙公報の印刷などにかかる経費を計上する。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

㊦○ もみじ坂景観改善工事費(P4参照) 3,500万円

【継続費の設定】 期 間 平成30年度～平成31年度

総 額 2億900万円

前川國男氏が設計した横浜市西区紅葉ヶ丘地域の県有施設の魅力を引き出し、賑わいの創出につなげるため、ラグビーワールドカップ2019™までに同地域の景観改善に向けた工事を行う。

㊦○ 事前キャンプ等受入環境整備費補助 3,988万円

東京2020パラリンピック競技大会の事前キャンプ受入れに向けて、学校法人国際学園が行う星槎大学箱根キャンパスにおけるバリアフリー化等の施設整備に対して、国の交付金を活用して補助する。

[スポーツ局オリンピック・パラリンピック課長 電話 045-285-0784]

○ 原水及び浄水設備整備事業費(水道事業会計) 一万円

※ 収入支出予算の補正はなし

【債務負担行為の設定】 期 間 平成30年度～平成31年度

限度額 3億6,700万円

故障により停止状態となった寒川第3浄水場1号送水ポンプを早期に運転可能な状態とするため、同ポンプのインバータ等の設備更新工事について、債務負担行為を設定する。

[企業局水道部浄水課長 電話 045-210-7280]

# 台風 24 号による被害への対応

## 1 目的

台風 24 号により被災した農業者の速やかな経営再建のため、農畜産物の生産に必要な施設の再建・修繕等に要する経費を、市町村を通じて補助する。

また、破損した農業用取水施設の復旧工事を行う。

## 2 補正予算額 4 億 8, 3 6 1 万円

## 3 事業内容

### (1) 農業経営体育成支援事業費 (4 億 9 1 3 万円)

ア 補助先 全市町村

#### イ 補助の内容

- ・補助対象経費 被災した農畜産物の生産に必要な施設の復旧等に要する経費
- ・補助率 5 / 10 (国 3 / 10、県 2 / 10) ほか

#### 【補助スキームの例】

国 3 / 10	県 2 / 10	本人、市町村 5 / 10
-------------	-------------	------------------

#### ウ 主な補助条件

- ・農業者が営農を継続すること。
- ・市町村長から被災証明を受けていること。

### (2) 現年災害復旧費 (8, 4 4 8 万円) (既決予算額 1, 0 0 0 万円を含む)

破損した清水下頭首工 (相模原市中央区田名) の復旧工事を行う。

#### 問合せ先

(農業用施設について)

環境農政局農政部農業振興課 課長 中村 電話 045-210-4420

(畜産施設について)

環境農政局農政部畜産課 課長 高尾 電話 045-210-4500

(農業用取水施設について)

環境農政局農政部農地課 課長 松村 電話 045-210-4460

# (新) もみじ坂景観改善工事費

## 1 目的

前川國男氏が設計した横浜市西区紅葉ヶ丘地域の県有施設の魅力を引き出し、賑わいの創出につなげるため、ラグビーワールドカップ 2019™ までに同地域の景観改善に向けた工事を行う。

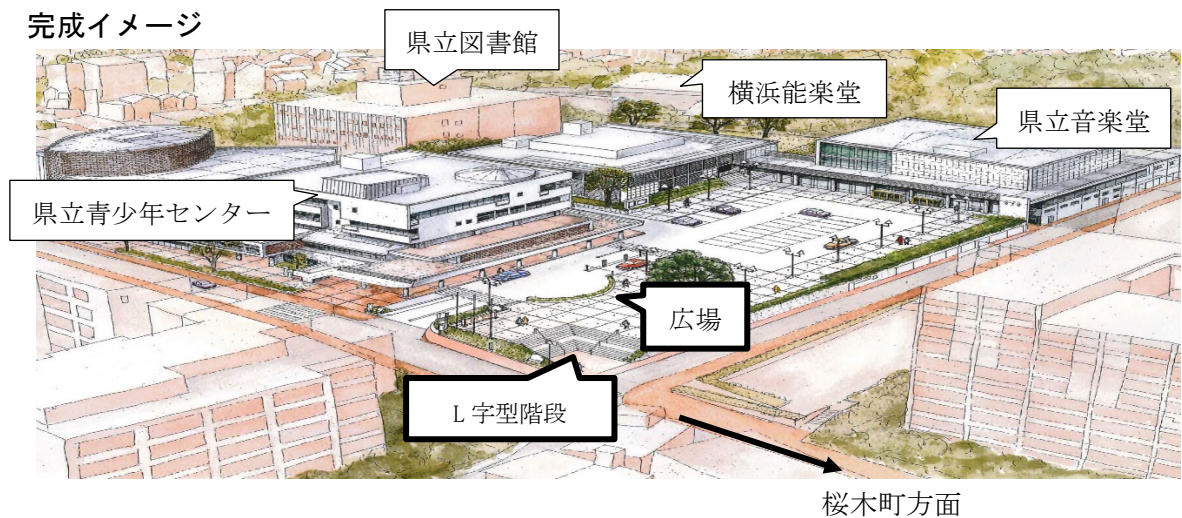
2 補正予算額 3,500万円

<b>【継続費の設定】</b>	期 間 平成30年度～平成31年度
	総 額 2億 900万円

## 3 事業内容

- (1) 事業対象地 県立青少年センター前 駐車場等（横浜市西区紅葉ヶ丘9-1）
- (2) 工事予定面積 3,845㎡
- (3) 主な工事内容
  - ・ 県立青少年センター前駐車場の一部を改修し、開放感ある多目的利用可能な広場を整備
  - ・ 地下通路（アンダーパス）を埋め立て、新たな動線としてL字型の階段を設置
  - ・ 遊歩道を整備し、前川建築の意匠を活かし、建築当初に近いデザインの外灯を設置

## 4 完成イメージ



## 5 スケジュール

	31年1月	2月	3月	...	8月
事前準備 (業者選定手続等)	→				
工 事			→		

問合せ先  
 福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 課長 村岡 電話 045-210-3830

## II 条例案等について

### 1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	5 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	3 件
工 事 請 負 契 約 の 変 更	2 件
指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更	23 件
そ の 他	4 件
計	38 件
(参考)11月補正予算	2 件
合 計	40 件

### 2 主な条例案

#### 【条例の制定】

- 神奈川県がん情報等の提供に係る手数料条例(P10参照)

がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録及び神奈川県がん克服条例に基づく地域がん登録の情報提供に係る手数料を定める条例を制定する。

[健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長 電話 045-210-4772]

#### 【条例の改正】

- 神奈川県文化財保護条例の一部を改正する条例(P11参照)

文化財保護法の一部改正等を踏まえ、県指定重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者等に対する罰金の額を引き上げるなど、所要の改正を行う。

[教育局生涯学習部文化遺産課長 電話 045-210-8350]

### 3 その他の提出予定議案

#### 【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(1法人)を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法の一部改正に伴い、県議会議員の選挙における選挙運動のためのビラの作成費用の公費負担に関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

有害図書陳列方法の変更の勧告等に係る事務を相模原市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

高津合同庁舎の再整備の完了に伴い、高津県税事務所を複合施設(川崎市高津区溝口)に移転するほか、動物保護センターの建替え後の機能見直し等に伴い、名称を動物愛護センターに変更するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]

#### 【工事請負契約の締結】

名称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
① 県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事(3期一建築一第1工区)請負契約	横浜市旭区万騎が原37-1外	紅梅・岡山特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 紅梅組 代表取締役 篠原 立美	7億537万9,071円
② 県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事(3期一建築一第2工区)請負契約	横浜市旭区万騎が原38-1外	株式会社 三木組 代表取締役 三木 康郎	6億2,662万50円
③ 県営阿久和団地公営住宅新築工事(3期一建築一第3工区)請負契約	横浜市瀬谷区阿久和南四丁目8-155外	匠・成瀬特定建設工事共同企業体 代表者 匠建設株式会社 代表取締役 佐藤 豊明	10億896万6,024円

①②③[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【工事請負契約の変更】

労務単価の改定に伴う特例措置の実施に伴い、工事請負契約を変更する。

名称	請負契約者	請負契約金額		変更理由
		変更後	変更前	
① 横浜北部方面特別支援学校(仮称)校舎棟新築工事・体育館改修工事(建築-第1工区)請負契約	山王・協同特定建設工事共同企業体	15億1,991万3,160円	14億9,997万1,964円	労務単価改定に伴う特例措置の実施
② 横浜北部方面特別支援学校(仮称)校舎棟新築工事・体育館改修工事(建築-第2工区)請負契約	アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	11億5,147万8,720円	11億3,805万4,503円	労務単価改定に伴う特例措置の実施

①②[教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

【指定管理者の指定の変更】

○ 指定管理者の指定の変更について

平成31年度末に指定期間が満了する県立都市公園及び県立都市公園と一体管理している県立スポーツ施設の指定管理者の指定23件について、都市公園法に基づく公募設置管理制度の導入を検討するため、検討を行う間の措置として、現行の指定期間を2年間延長する(別添参照)。

【その他】

○ 和解について

① 旧ひばりが丘学園における一時保護中の児童心肺停止事故に伴う損害賠償請求事件に係る和解

旧ひばりが丘学園において発生した、一時保護中の児童が意識不明、心肺停止状態となった事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス担当課長 電話 045-210-4702]

② 道路交通法違反の取締り現場において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件に係る和解

道路交通法違反の取締り現場において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による東京高等裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[警察本部警務部監察官室室長代理 電話 045-211-1212 内線2861]

○ 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法第4条第1項の規定により、平成31年度における宝くじの発売限度額を定める。(平成31年度発売総額 250億円以内)

[総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 電話 045-210-2290]

○ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款の変更について

地方自治法等の一部を改正する法律による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、役員任期を変更するため、定款を変更する。

[産業労働局産業部産業振興課長 電話 045-210-5630]



## 指定管理者の指定の変更

	施設の名称	指 定 期 間		指定管理者の名称
		変 更 後	変 更 前	
①	塚山公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ
②	保土ヶ谷公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会・(株)サカタのタネ・サカタのタネグリーンサービス(株)・(株)オーチューグループ
③	三ツ池公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	三ツ池公園パートナーズ(横浜緑地(株)・(株)グリーンケア・(株)協栄)
④	葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	三菱電機ライフサービス(株)
⑤	湘南海岸公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(株)湘南なぎさパーク
⑥	相模湖公園及び相模湖漕艇場※	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(一社)相模湖観光協会・(特非)神奈川県ボート協会グループ
⑦	城ヶ島公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(一社)三浦市観光協会・(有)湯山造園土木
⑧	恩賜箱根公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会・(株)小田急ランドフローラグループ
⑨	辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会・(株)オーチューグループ
⑩	観音崎公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	観音崎公園パートナーズ(横浜緑地(株)・福利園建設(株))
⑪	東高根森林公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	東高根森林公園パートナーズ(横浜緑地(株)・(株)三宝緑地)
⑫	相模原公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会・(株)サカタのタネ・サカタのタネグリーンサービス(株)グループ
⑬	大磯城山公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会・湘南造園(株)グループ
⑭	七沢森林公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会
⑮	四季の森公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	四季の森公園パートナーズ(横浜緑地(株)・(株)泰山園)
⑯	座間谷戸山公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会
⑰	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター※	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会
⑱	津久井湖城山公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会
⑲	茅ヶ崎里山公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会
⑳	あいかわ公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
㉑	相模三川公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	アメニス相模三川グループ(株)日比谷アメニス・(株)日比谷花壇・太陽スポーツ施設(株)
㉒	おだわら諏訪の原公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	おだわら諏訪の原公園パートナーズ(西武造園(株)・伊豆箱根鉄道(株)・(株)加藤造園)
㉓	境川遊水地公園	H27. 4. 1～H34. 3. 31	H27. 4. 1～H32. 3. 31	(公財)神奈川県公園協会

①から⑳ [県土整備局都市部都市公園課長 TEL 045-210-6220]

※⑥のうち相模湖漕艇場、⑰のうち山岳スポーツセンターについて

[スポーツ局スポーツ課長 TEL 045-285-0791]

## 4 関係資料

### 神奈川県がん情報等の提供に係る手数料条例案の概要

#### (1) 目的

がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録及び神奈川県がん克服条例に基づく地域がん登録の情報提供に係る手数料について、必要な事項を定める条例を制定する。

#### (2) 内容

##### ア 背景

がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録の情報提供が平成31年1月以降に開始される。

このことにより、がんに係る調査研究を行う者が、県に情報の提供を申請することが可能となる。

##### イ 手数料の概要

全国がん登録及び地域がん登録の情報提供について、申請者から、情報の提供及び匿名化に要する時間1時間までごとに5,800円の手数料を徴収する。

#### (3) 施行期日

平成31年1月1日

#### 【全国がん登録（根拠：がん登録等の推進に関する法律）】

国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存する仕組み。平成28年1月から実施。

##### <提供する情報>

全国の病院等から届出があり、全国統一のシステムに登録されたがんの罹患情報のうち、県内の病院等から届出があった情報。がん罹患した者の情報（年齢、性別、診断年等）、がんに関する情報（発生部位、がんの種類、進行度等）等の提供が可能。

#### 【地域がん登録（根拠：神奈川県がん克服条例）】

県が昭和45年から独自に実施しているがん登録の仕組み。

##### <提供する情報>

県内の病院等から届出があり、県独自のシステムに登録されたがんの罹患情報。全国がん登録における登録情報に加え、病期（ステージ）や最終生存年月日を含む。

問合せ先

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長 濱 電話 045-210-4772

## 神奈川県文化財保護条例の一部を改正する条例案の概要

### (1) 目的

近年、全国的に文化財に対する損壊事案が発生し、本県においても、平成28年度に県指定天然記念物の一部が故意に伐採される事案が発生するなど、文化財の損壊等の防止が課題となっている。

平成30年6月1日付けで文化財保護法（以下「法」という。）の一部が改正され、国指定重要文化財の損壊等に係る罰金が30万円以下から100万円以下に引き上げられたことなどを踏まえ、県指定重要文化財等に係る損壊等の防止を図るため、罰則規定の見直し等を行う。

### (2) 内容

県指定重要文化財等の損壊等に係る罰金を、法と同様に行為者が所有者である場合の区分を新たに設けた上で、次表のとおり引き上げるなど、所要の改正を行う。

(現 行)

行 為	罰 金
県指定重要文化財の 損壊・毀棄・隠匿	5万円以下
県指定史跡名勝天然記念物の 滅失・毀損・衰亡	5万円以下
無許可の現状変更等	3万円以下



(改正案)

区 分	罰 金
原則（所有者以外）	30万円以下
所有者の場合	15万円以下
原則（所有者以外）	30万円以下
所有者の場合	15万円以下
	15万円以下

### (3) 施行期日

平成31年4月1日

問合せ先

教育局生涯学習部文化遺産課 課長 吉田 電話 045-210-8350  
副課長 中田 電話 045-210-8395

## 問合せ先

---

### I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 三澤 電話 045-210-2251

予算編成グループ 前橋 電話 045-210-2262

### II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 柏木 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 山下 電話 045-210-3022